

## 「日本言語学会論文賞」規程

### (目的・名称)

第1条 日本言語学会における研究の一層の向上を目的として、若手会員の傑出した研究論文を顕彰することを主眼とした「日本言語学会論文賞」(以下「論文賞」という。)を設ける。

### (授賞対象)

第2条 論文賞は、選考の前年度と前々年度の2年間に刊行された学会誌『言語研究』(4号分)の「論文」(『言語研究』執筆要項に定めるもの)のうち、特に優れていると認められるものに授与する。

### (論文賞選考部会)

第3条 論文賞の選考のために、学会賞選考委員会に「論文賞選考部会」(以下「選考部会」という。)を設ける。

- 2 選考部会員および部会長は、学会賞選考委員長が会長と協議のうえ、指名委嘱する。部会員のうち1名は編集委員長とする。選考部会の構成と選考の具体的な方法については別途内規を定める。
- 3 選考部会員の任期は毎年4月から翌年3月までの1年間とし、原則として編集委員長以外は期を連続しての再任はできない。

### (選考過程)

第4条 選考部会は授賞候補論文を選考し、学会賞選考委員会に報告する。学会賞選考委員会は選考部会からの報告に基づき、授賞論文を決定し、会長に報告する。

- 2 選考部会および学会賞選考委員会は、選考に際し、必要に応じて有識者から学術的な意見を聴取することができる。この場合、意見を聴取した者の氏名を学会賞選考委員会および会長に報告しなければならない。

### (授賞)

第5条 授賞論文の著者に対し、大会において表彰状および副賞を授与する。

### (附則)

1. この規程は2011年6月18日から施行する。

(2011年6月18日制定)

(2012年11月24日修正案可決)

(2015年11月28日修正案可決)